

東京衛生管理者協議会 令和5年度第1回研修会開催

東京衛生管理者協議会(会長 吉川智明：イーグル工業株式会社業務本部副本部長)の令和5年度第1回研修会が、令和5年9月5日(火)に会員他78名の参加により開催されました。

今回の研修会は、会員の希望を踏まえ、会場となる(公社)東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部4階ホールでのリアル参加(39名)とWEB会議システムによる参加(39名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

研修内容は、「最近の労働衛生行政の動向」、「エイジフレンドリー職場を作るには～高齢労働者の安全と健康確保に向けて～」、「健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～」の3講演で開催されました。

第1部 「最近の労働衛生行政の動向」

第1部は、東京労働局労働基準部健康課健康課長 長澤英次様から、全国労働衛生週間実施要項の概要を説明いただきました。また、その背景にある近年の労働衛生行政の動向に関しては、東京労働局管内の動向も併せて説明いただきました。

労働衛生週間の概要

2023年の全国労働衛生週間は「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンの下、「ころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指して取り組みを行います。

2023年全国労働衛生週間の実施要項の趣旨のキーワードは下記の13点です。

1) 高齢化の進行により一般健康診断の有所見率上昇

労働力人口に占める65歳以上の割合は年々増加傾向にあり、定期健診結果から見た有所見率も増加傾向にある。

2) 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加

疾病を抱えた状態で働いている方が日本の労働人口の約3人に1人の割合であり、年々増加傾向にある。疾病の中でも高血圧や糖尿病、脂質異常は割合が大きい。

3) 女性の就業率が上昇 働く女性の健康問題への対応

女性就業率は年々増加傾向にあり、女性特有の病気や健康障害を考慮して、会社としても対応をしていかなければならない。

4) 中高年齢女性を中心に転倒などの行動災害 高い発生率

男女ともに転倒災害などの発生が多くなっており、中でも30歳未満の若年層と65歳を超える高齢層の転倒災害は非常に多い。転倒は高齢になるほど労働災害発生率が上昇するが、高齢の中でも男性より女性の方が発生率は高い。

転倒による災害は骨折や関節を痛めることが多く、比較的休業日数も長くなる傾向にあり労働損失に繋がりやすい。転倒予防に努めていく必要があるが、設備的な対策だけでなく、運動習慣確立などの労働者自身による転倒しにくい身体づくりも重要である。

5) 高齢労働者の安全と健康確保の推進(エイジフレンドリーガイドライン)

エイジフレンドリーガイドラインが令和2年3月に公表されている。



東京労働局健康課
長澤課長

高齢労働者の就業が進む中で、高齢者による労働災害を未然に防ぐことが重要。

エイジフレンドリーガイドライン普及の為に、中小企業事業者向け補助事業(エイジフレンドリー補助金)もあり、転倒防止対策としての活用だけでなく、熱中症予防対策などにも幅広く活用できる。設備面での対策だけでなく、人の面での対策にも活用できるため、両面で対策を行うことが重要。

6)労働者の健康管理や治療と仕事の両立支援の推進

治療をしながら仕事を行う方が増えている為、会社としても支援をしなければならない。両立支援のガイドラインも平成28年に公表(令和5年3月に一部改訂)されている。

7)過労死等事案の労災認定件数増加

過労死等事案の労災認定件数が依然として多い。過労死等の労災補償状況については公表もしているが、請求件数と支給決定件数ともに増加している。

8)精神障害による過労死事案の労災認定件数過去最多 メンタルヘルス対策をさらに強化

過労死の事案として脳心疾患・精神障害は多くあげられる。脳心疾患は減少傾向にあるが、精神障害は増加傾向にあり、直近令和3年度のデータは最多である。

9)産業医の選任義務のない小規模事業場での健康確保対策の推進

小規模事業場(50人未満の事業場)ほどメンタルヘルス対策が低調であり、健康確保に向けた対策が不足しがちである。メンタルヘルス対策に取り組みていない要因として、取り組み方がわからないことや専門スタッフの不在が挙げられている。

10)特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策強化 化学物質管理に関する法令改正を順次実施

危険有害性のある物質全てリスクアセスメントの対象として、事業場で対策を行っていく事が必要となった。リスクアセスメント対象物は年々増加していくが、令和8年までに約3000物質となる見込みである。

11)職業がんの労災補償の新規支給決定者増加

石綿を中心とする職業がんの労災補償の支給決定者が年間約1000人となっている。石綿含有建材の解体工事が増加傾向にあり、2030年頃ピークを迎えると想定されている。石綿含有の事前調査や曝露防止対策を行う事で、今後の健康障害を防いでいく必要がある。石綿障害予防規則の法改正もあったが、石綿が含有しているかを有資格者「建築物石綿含有建材調査者」が事前に調査し、調査結果に基づいた管理を徹底していくことが必要になっている。

12)第14次防労働災害防止計画の8つの重点の推進

- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦労働者の健康確保対策の推進
- ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

第14次労働災害防止計画より2種類の指標(アウトプット指標とアウトカム指標)を基に活動を行うこととしている。

アウトプット指標：計画の重点事項における取り組みの成果として事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標

アウトカム指標：事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項を定め、本計画の効果検証を行う為の指標

13) 建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた省令改正

令和5年4月に建設アスベスト訴訟の省令改正が衛生を中心に行われている。危険有害な作業において、労働者だけでなく、同じ場所にいる労働者でない方の保護も行うことが必要となった。

今後の報告書の素案について、個人事業者の災害発生状況把握の為に報告を行う仕組みや業務上の脳心疾患や精神障害の発生報告の仕組みを検討中である。

第2部 「エイジフレンドリー職場を作るには」

第2部は、中央労働災害防止協会健康快適推進部長 林かおり様より、高齢者雇用の増加や加齢に伴う身体機能の低下に触れながら、エイジフレンドリーの必要性について、またガイドラインを基にしたエイジフレンドリーな職場を作る為のポイントを説明いただきました。

1. 高齢者人口の増加と災害防止対策の必要性

日本では人口減少に加え、高齢化が進んでおり、2040年には約3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みとなっている。労働環境においても高年齢者雇用安定法により、2021年4月より65歳までの雇用確保が義務付けられたこともあり高齢者の割合は高くなっている。

令和4年の労働災害発生状況は過去最多であり、中でも高年齢労働者が占める割合が大きくなっており、加齢に伴う身体機能の低下が関わっている。身体機能の中でも、「夜勤後の体力回復力」「平衡感覚」「薄明順応」「聴力」などは大きく低下することが明らかとなっており、機能低下の個人差も大きくなっている。高年齢労働者の優れている面(豊かな知識と経験、統率力、忍耐力、就業への高い意欲など)を活かして安全に働くことができるよう高年齢労働者向けの労働災害防止対策をしっかりと行うことが重要である。

2. 事業者求められる取組みと具体的な対策

2020年4月にエイジフレンドリーガイドラインとして、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを推進する為に、事業者や労働者に求められる取組み事項がまとめられたものが公表された。

事業者求められるものは、第一に組織的に活動を推進するためのトップ表明である。加えて労働者の意見を聴く機会の設置や活動を展開する為の担当者の設置などの体制づくりと職場環境改善が主である。労働者に求められるものは、自身の身体機能や健康状況を把握し、健康や体力の維持管理に努める等のいわゆる自己保健義務の全うである。両面から取組みを行うことでエイジフレンドリーな職場形成が実現可能となる。取組みを行う上で、国や関係団体の支援も様々存在する為、積極的に活用頂きたい。中でも「エイジアクション100」はPDCAサイクルを継続しやすいツールである為、活用がしやすい。

具体的な対策では、転倒に着目した対策を紹介。転倒対策を考える際には身体機能の低下等の内的要因と床の凹凸や滑りやすい床等の外的要因の両方にアプローチしていくことが必要である。歩道の明さや段差の明示、動線確保などは有効である。また、高年齢労働者への教育として健康づくりの必要性についての理解浸透や生活習慣の改善、転倒予防のためのセルフチェックも重要である。

エイジフレンドリー職場の形成におけるポイントは、高年齢者と若年者が互いに学び合い、補い合い、安全に対する意識や技術伝承等を通して円滑な人間関係が実感でき、働きがいにつながることである。



中央労働災害防止協会
健康快適推進部長

第3部 「健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～」

第3部では、スポーツケア整体研究所株式会社 小沼博子様より職業性疾病として多い腰痛や肩こりの予防に関する内容と労働災害として近年増加傾向にある転倒の防止に関する内容について説明いただき、予防の方法として「骨ストレッチ」の説明と実技指導をいただきました。



会場の様子(小沼博子氏)

腰痛や肩こり、転倒には共通の要因があり、加齢とともに筋肉量が低下していく中で筋肉を主とした体の動かし方となっていることがあげられますが、骨ストレッチは筋肉を主とした体の動かし方ではなく、関節や骨に焦点を当てた動かし方によって腰痛や肩こり、転倒予防につながることを体感いただきました。

次回は、令和6年3月6日(水)に今回同様ハイブリッド形式の開催を予定しておりますので、是非多くの方に参加いただければと存じます。

なお、第1回研修会終了後の総会において、会の名称に関する会則の変更が可決され、当協議会の名称は「東基連衛生管理者協議会」に変更となりましたので、ご報告致します。



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を
伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。



「しわ寄せ」防止
特設サイト

